

奈良県告示第三百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域として平成二十六年八月奈良県告示第百七十一号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 覧 场 所
大淀町下渕（○一二）急傾斜地崩壊 警戒区域	大淀町下渕（○一三）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり
大淀町下渕（○二一〇）急傾斜地崩壊 警戒区域	大淀町下渕（○二一〇）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり
大淀町岩壺（○〇六）急傾斜地崩壊 警戒区域	大淀町岩壺（○〇八）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり

大淀町岩壺

（○〇八）急傾斜地崩壊

おり

次の平面図のと

大淀町岩壺

（○二一〇）急傾斜地崩壊

おり

次の平面図のと

大淀町下渕

（○一三）急傾斜地崩壊

おり

次の平面図のと

大淀町下渕

（○一二）急傾斜地崩壊

おり

次の平面図のと

大淀町下渕

（○二一〇）急傾斜地崩壊

業課

奈良県吉野土木事務所

及び大淀町役場建設産

区 域 の 名 称

区 域

縦 覧 场 所

業課

奈良県吉野土木事務所

及び大淀町役場建設産

大淀町佐名伝（〇〇四）急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
大淀町佐名伝（〇〇五）急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
大淀町中増（〇〇九）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
大淀町中増（〇一四）急傾斜地崩壊 警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。